# 扶養控除等申告書へのマイナンバーの記入が省略できるようになりました。

これまでは、マイナンバーが記入された扶養控除等申告書の提出を受けると、その申告書は「特定個人情報」となり、必ず厳格な安全管理措置が求められることになるルールでした。
しかし、以下の対応で申告書にマイナンバーを記入不要とすれば、従来と同様の保管方法でよくなり、**事務の負担が大幅に軽減**されます。
※給与計算業務に関わるため、当事務所からお知らせしておりますが、実際に対応の際は税法分野ですので、税理士にご確認ください。

◎**本年（平成27年）中**に提出を受ける扶養控除等申告書には、マイナンバーを記入しないように従業員に周知すること。
→**平成27年中**に提出する扶養控除等申告書には、法令上、マイナンバーの記載をしなくても差し支えありません。

◎**平成28年以降**に提出を受ける扶養控除等申告書についてはマイナンバーの記入が必要となります。
ただし、以下のとおり**一定の手順を踏めばマイナンバーの記入が省略できます**。

- **会社と従業員間の合意**に基づくこと
- **従業員が、**扶養控除等申告書の余白に**「個人番号については、給与支払い者に提出済みの個人番号と相違ない」旨を記載**すること
（個人番号＝マイナンバーのこと）
- **会社は、**個人番号を**確認した旨を扶養控除等申告書に表示**すること
（例えば、日付入り確認印など）

**【留意点】**

- ■マイナンバー以外の扶養控除等申告書に記載すべき項目については、記載を省略することなく扶養控除等申告書に記載する必要があります。
- ■税務署長から提出を求められた場合には、給与支払者は扶養控除等申告書に従業員等のマイナンバーを付記して提出する必要があります。
- ■マイナンバーの記載を扶養控除等申告書から省略した場合、扶養控除等申告書の保存期間中（7年間）は、あらかじめ収集済みのマイナンバーそのものを廃棄又は削除することはできません。
- ■給与所得の源泉徴収票（税務署提出用）には適切にマイナンバーを記載する必要があります。

**給与計算や年末調整を税理士等外部に委託している場合は、その税理士等に確認してください。その結果、扶養控除等申告書にマイナンバーの記入を求められることもあります。その場合、扶養控除等申告書をあおば事務所で保管する方法もありますので、お気軽にご相談ください。**

**疑問・質問など遠慮なくご連絡ください。**

**社会保険労務士法人あおば労務経営事務所**